

平成27年労第141号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年頃から木の伐採や下刈りの仕事を行うようになったという。

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A県B市所在のCに冬季を除いた期間繰り返し季節雇用され、チェーンソー等を用いた木の伐採や下刈りの作業等に従事していた。

請求人によれば、長期間にわたる騒音作業により平成〇年頃から難聴と耳鳴りを自覚するようになったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、D耳鼻咽喉科医院に受診し「騒音性難聴（両側耳）」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、長期間にわたる騒音作業により本件疾病を発病したとして、監督署長に対し障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由による疾病とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

3 当審査会の付加的判断

- (1) 請求人は、長期間にわたり騒音ばく露業務に従事し、その後に難聴と耳鳴りが生じたものであるから、労働災害と認定されるべきである旨主張している。
- (2) ところで、騒音性難聴の業務起因性の判断に関しては、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「騒音性難聴の認定基準について」（昭和61年3月18日付け基発第149号。以下「認定基準」という。その要旨は、決定書別添2を引用する。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当と判断するので、認定基準に基づいて、請求人の本件疾病が業務に起因するものであるか否かについて判断する。
- (3) 請求人の本件疾病について、認定基準に定められた認定要件を満たすか否かについてみると、「著しい騒音にばく露される業務に長期間引続き従事した後に発生したものであること。」については、決定書理由第2の2の（2）のAに説示のとおり、当審査会としても認められるものと判断する。次に、認定基準の他の認定要件について、本件に係る医師の見解をみると、次のとおりである。

E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、請求人の難聴の状態について、「騒音下での仕事の関係での聴力悪化と耳鳴と思われる。」と述べ、本件疾病と診断している。

一方、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「①鼓膜～中耳に著変はなく、②ほぼ感音難聴の特徴を示し、③低中音域より高音域の聴力障害

が大ではあるが、その差は大きくなく典型的な騒音性難聴の聴力像を示していない。④請求人の感音難聴の原因については、反応が正しくない面が多く、原因は不明であると言わざるを得ないが、72歳という年齢を考慮すると加齢による要因が多少含まれている可能性がある。」と述べている。

さらに、G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「鼓膜及び中耳に著変がないと認められる。」、「右耳は騒音性難聴の特徴を示していない。左耳は騒音性難聴としても矛盾はしない聴力型である。」、「老人性難聴は、年齢が72歳であるので、難聴の発症に一定の関与があると認められる。」、「機能性難聴を否定できない。」、「その他騒音性難聴以外の感音性難聴を否定できない。」と述べている。

以上みたとおり、E医師は、請求人の本件疾病は業務に起因する旨の意見を述べているものの、F医師及びG医師は請求人の鼓膜又は中耳に著変がないことは認めているが、騒音性難聴については否定的な意見を述べている。

当審査会において、本件一件記録を精査したところ、E医師は、1回の純音聴力検査結果に基づいて意見を述べているが、F医師及びG医師は、請求人の年齢、純音聴力検査の結果の特徴及び日差変動等を総合的に評価しており、請求人の純音聴力検査の結果に日差変動が著しいことに鑑みると、F医師及びG医師の上記意見は妥当であると判断する。

また、客観的な聴力レベルを推定し得る聴性脳幹反応（ABR）について、F医師は意見書において、「ABR：閾値は右40dB、左50dBであり、純音聴力検査の高音域の閾値に近い。」と述べているが、聴力は加齢とともに低下し、その傾向は高音域で顕著であるとされているところ、請求人の年齢を考慮すると、ABRで示された請求人の高音域の聴力低下の原因について、騒音性難聴を相対的に優位な原因とすることは困難である。以上のことから、請求人の本件疾病は認定要件にいう内耳炎等（老人性難聴、機能性難聴等を含む）による難聴でないと判断することはできない。

(4) したがって、当審査会としても、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、耳鳴りの症状についても、決定書理由第2の2の(2)のウに説示のとおり、本件疾病が業務に起因すると認められない以上、障害等級には該当しないものと判断する。

(5) なお、F医師の対応に関する請求人及び請求代理人の意見については、当審

査会の審理権外のものであることを付言する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よつて主文のおり裁決する。